

- 1 米の作付目安 **・前年度主食用米作付無 → 前年の転作取組面積 × 54.3%**
・前年度主食用米作付有 → 前年の主食用米作付面積 × 110%

※ブロックローテーション取組地区は、地区の作付方針に沿ってください。

2 水田活用の直接支払交付金

【交付要件】出荷・販売する作物であること（飼料作物は家畜に給与すること）

(1) 戦略作物助成（国助成）

対象作物	10a当たり交付単価
麦、大豆、飼料作物（飼料用青刈り稻、わら専用稻等含む）	35,000 円
WCS用稻	80,000 円
加工用米	20,000 円
飼料用米、米粉用米 ※飼料用米の一般品種は、令和6年度標準単価7.5万円/10a (5.5万~9.5万/10a)	55,000 円~
※原則として、農産物検査機関の数量確認により収量に応じて助成	105,000 円

※ 「コメ新市場開拓等促進事業」「畑作物産地形成促進事業」に申し込みされた方は、事業が採択された場合、上記戦略作物助成の対象面積から除外されます。（申請期間は終了しています。）
※ 多年生牧草で当年産において播種を行わず収穫のみを行うものは10,000円／10aになります。

(2) 産地交付金 ※市協議会の助成については変更になる場合があります。

助成名	対象作物及び要件	10a当たり交付単価
水田利用率向上加算	県 麦、大豆、飼料作物 主食用米又は戦略作物と対象品目の二毛作に取組む	10,000 円以内
耕畜連携助成	県 資源循環、飼料用米及び加工用米及びわら専用稻のわら利用	5,000 円以内
加工用米加算	県 ①低コスト・高品質化技術を2ポイント以上実施 ②①該当者のうち1ha以上作付け ③県内安定供給 前年の作付面積を維持するものに限る。ただし、集荷団体において宮崎県再生協議会が提示する加工用米の生産目標面積の確保に必要な作付調整を行う場合や前年度作付面積の1%又は10a以内の減少を除く。 市 ①県①+わら利用十堆肥散布、又は県①+1ポイント	12,000 円以内 4,000 円以内 11,000 円以内 7,000 円以内
飼料用米加算	県 ①低コスト・高品質化技術を2ポイント以上実施 ②①該当者のうち1ha以上作付け ③複数年契約（販売等に関する契約書に基づく複数年の作付け） 市 ①作付面積の維持又は増加（前年産比較）かつ市設定の要件を実施	12,000 円以内 4,000 円以内 6,000 円以内 10,000 円以内
そば、なたね	市 播種前契約し、契約数量を出荷・販売【基幹作】	20,000 円
新市場開拓用米	市 輸出用米、輸出向け原料用米等【基幹作】 複数年契約（3年以上の新規契約が対象）	20,000 円 10,000 円
地力増進作物	市 有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取組	20,000 円以内
地域振興作物	市 さといも、甘しょ【基幹作】 一般作物（野菜、花き等）【基幹作】	10,000 円以内 7,000 円以内
回地化加算	市 さといも、甘しょ、大豆、そば【基幹作】	6,000 円以内
土地利用集積加算	市 さといも、甘しょ、大豆、そば、飼料作物（新規需要米除く）【基幹作】	6,000 円以内

※ 畑作物の直接支払交付金（数量払、営農継続払）は、認定農業者・集落営農・認定新規就農者が交付対象者です。

※ 米の生産ができない農地は、交付対象から除外される場合があります。

○地域振興作物の対象品目について

品目の詳細については、農業再生協議会へ御相談ください。

一般作物	対象作物	野菜、花き、花木、果樹、その他 ※令和6年度から「たばこ」は対象外になります。
	要件	対象作物に掲げる作物であり、販売目的での作付であること
	注意	・花木、果樹については新植後4年間に限ります ・出荷伝票等、出荷・販売したことが確認できる書類の提出が必要です

○耕畜連携 各取組の要件について

前提条件 「供給先の畜産農家と利用供給協定を結んでいること」

わら利用	対象作物	わら専用稻 飼料用米 加工用米
	要件	①当年度わら専用稻、飼料用米、加工用米を作付けるほ場であること ②生産されたわらを飼料として使用し、実も適切に使用すること ③刈り取りが出穂期以降であること
資源循環	対象作物	粗飼料作物等（飼料となる作物）
	要件	①年度内に堆肥の散布が行われること ②利用供給協定を結んだものの同土での飼料・堆肥のやり取りであること ③堆肥は供給を受けた者、又はその者からの委託を受けたものが散布すること ④堆肥は10aあたり2t、又は3m ³ 以上を散布すること ⑤牛、馬、めん羊、山羊に飼料が供給されること

○団地化・集積加算について

団地化加算	対象作物	さといも、甘しょ、大豆、そば〈基幹作〉
	要件	複数の農業者が形成する対象作物の隣接した団地の面積が市の定める要件に合致すること (隣接→対象作物作付水田同土が一辺又は一角で接し、効率的な作物生産が可能である状態)
集積加算	対象作物	さといも、甘しょ、大豆、そば、飼料作物（新規需要米を除く）〈基幹作〉
	要件	対象作物を作付けたほ場のうち、市の定める基準日までに利用権等が設定されており、かつ、その面積が2ha以上であること

○作付時の注意事項

転作に対する交付金は作付けした面積に対して交付されます。

飼料作物等を混播し、2種類の作物を作付けした場合でも交付金としては1種類とみなされます。

○自然災害等発生時の対応について

自然災害等（鳥獣被害・害虫被害等を含む）により減収又は収穫皆無となった場合等でも一定の条件を満たせば交付対象となる場合があります。その際は、被害状況等の確認が必要になりますので、速やかに都城市農業再生協議会にご相談ください。

※自己の判断で書き込み等を行った場合、被害状況等の確認ができず、交付対象とならない場合があります。